

平成26年3月20日

七尾市長 不嶋 豊和 様

七尾市行財政改革推進委員会

委員長 福田 教導

七尾市行財政改革に関する提言

本委員会は、今後予想される厳しい財政状況下においても、高度化、多様化する行政需要に応じて、持続可能なまちづくりを推進していくためには、新たな行財政改革はどうあるべきかを、これまで5回の会議を開催し、活発な意見交換を重ねてきた。また、七尾市の行財政改革が市民の意見を広く反映したものになるよう、パブリックコメントによる市民意見の募集を行い、少数ではあったが貴重な意見をいただいた。この結果、今後の行財政改革の展開のための提言を、別添のとおり取りまとめた。

今後、この提言を踏まえて、行財政改革の推進に積極的に取り組まれ、新たに策定される計画を確実に達成することにより、七尾市の明るい未来の実現を目指すことを強く要望する。

七尾市行財政改革 3 次プランに関する提言

平成 2 6 年 3 月

七尾市行財政改革推進委員会

目 次

I	これまでの取組みと新たな行財政改革の必要性	1
1	七尾市における行財政改革の取組み	1
2	新たな行財政改革の必要性	1
II	行財政改革3次プランの基本方針及び具体的取組み	4
1	市民が主役のまちづくりの推進	5
(1)	新たな地域づくり	5
(2)	公共施設の維持管理	5
(3)	市民と行政の役割分担の明確化	6
2	持続可能な財政運営	7
(1)	公共施設の適正配置	7
(2)	民間活力の導入	8
(3)	事務事業の見直し	9
(4)	収入の確保	10
(5)	医療費・介護給付費の増加への対応	11
(6)	特別会計の経営健全化	11
3	定員適正化と人材育成	12
(1)	組織の見直し	12
(2)	人材育成	13
	用語説明	14
	参考資料	16

I これまでの取組みと新たな行財政改革の必要性

1 七尾市における行財政改革の取組み

七尾市では、市町合併直後の経常収支比率104.1%という危機的な財政状況を乗り越えるため、平成17年8月に行財政改革大綱を、平成18年2月に行財政改革1次プランを策定し、「財政再建」に取り組んできた。その後、平成22年3月には、行財政改革大綱を改定して「財政再建」から「サービス向上」を主とした行財政改革2次プランを策定し、市民サービスの向上に努めてきた。

2 新たな行財政改革の必要性

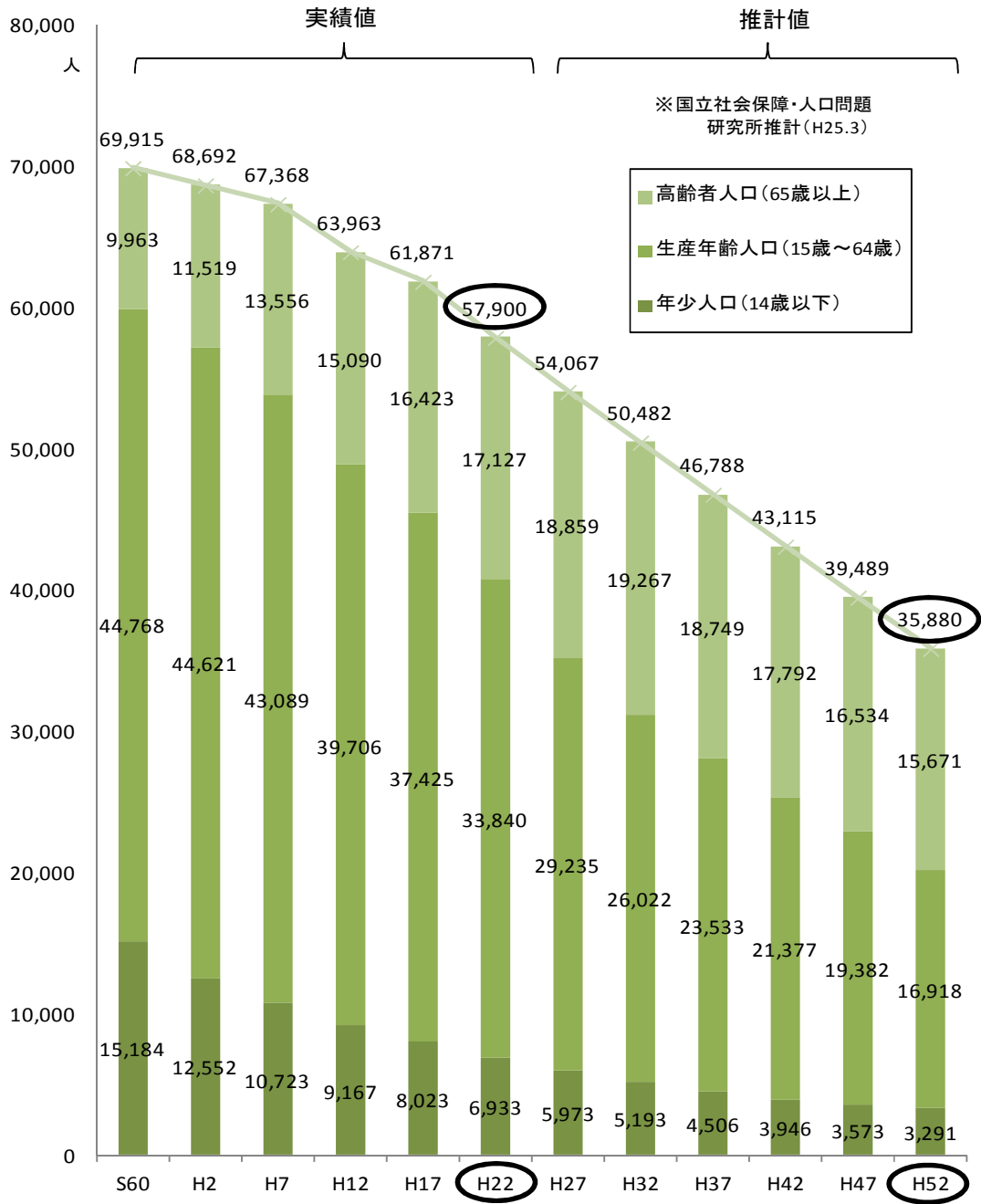
平成24年9月に施行した「まちづくり基本条例」は、これからのまちづくりの基本的な指針となるものであり、その主体である市民が、行政と連携・協力して、自らの役割と責任のもと、地域課題を解決していく活動をさらに活発にすることが求められており、新たな公共の仕組みづくりを推進する必要がある。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」によると、人口減少・少子高齢化社会の急速な進展により、七尾市の人口は、今後30年間で約2万2千人が減少し、2人に1人が高齢者になる。このため、市税収入の減少や医療・介護等の社会保障関係費の増加など、市の財政運営への影響が懸念されている。さらには、今後、市町合併により優遇されていた地方交付税が段階的に減額され、平成24年度と比較して約19億円が減額される見込みである。

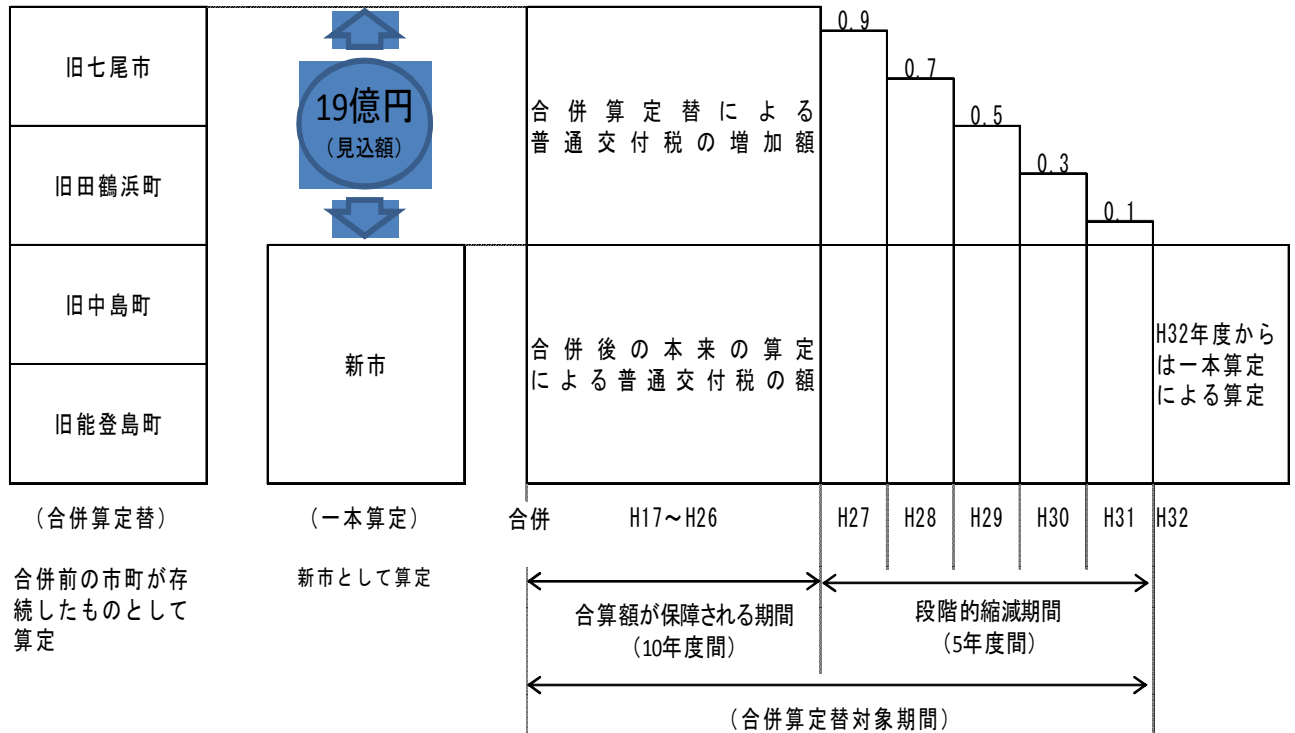
平成27年春には、北陸新幹線金沢開業や能越自動車道の七尾市までの全線開通により交流基盤が整備されることから、この好機を生かして、七尾市総合計画に掲げる「人が輝く交流体感都市」を実現し、七尾市が住みよい魅力あるまちとなるよう市民と行政が一体となって取り組まなければならない。

このことから、本委員会では、新たな行財政改革3次プランを策定し、掲げた目標を確実に達成することで、持続可能なまちづくりを推進することができると考えている。

【七尾市の年齢別階層人口推計】



【合併算定替の概要】



- ・市町村合併した団体には、合併後 10 年間は、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額が保障される特例の優遇措置（合併算定替）がある。合併後 11 年目から 5 年間で段階的に減額され、16 年目には純粹に一つの団体として算定（一本算定）される。
- ・本市における優遇措置は平成 26 年度で終了し、平成 27 年度から段階的に減額される。平成 32 年度以降は、現在の合併算定替による額と比較して約 19 億円が減額になる見込みである。

Ⅱ 行財政改革3次プランの基本方針及び具体的取組み

今後の行財政改革のあり方については、以下のとおり大きく3つの基本方針を設定し、その達成に向けて具体的な取組みを実施することが求められる。

1 市民が主役のまちづくりの推進

(1) 新たな地域づくり

(2) 公共施設の維持管理

(3) 市民と行政の役割分担の明確化

2 持続可能な財政運営

(1) 公共施設の適正配置

(2) 民間活力の導入

(3) 事務事業の見直し

(4) 収入の確保

(5) 医療費・介護給付費の増加への対応

(6) 特別会計の経営健全化

3 定員適正化と人材育成

(1) 組織の見直し

(2) 人材育成

1 市民が主役のまちづくりの推進

「まちづくり基本条例」の理念のもと、市民、町会、各種団体や民間事業者と連携・協力し、自らの役割と責任のもと、「協働」を推進していくことが必要である。

(1) 新たな地域づくり

市民ニーズの高度化・多様化、人口減少・少子高齢化の進展、災害に備えた自主防災活動など社会情勢の変化に対応するために、地域づくりにおける新たな仕組みの構築に取り組みたい。

具体的な取組み

① 公民館のコミュニティセンター化

地域の課題に対して、自ら決めて実行できるよう、生涯学習活動の拠点である「公民館」を、地域づくりや地域住民交流の機能も併せ持つ「コミュニティセンター」に転換するとともに、地域リーダーを育成しながら、地域の活性化や地域力の向上を図る。

(2) 公共施設の維持管理

市民にとって身近な施設の維持管理について、市民が主体的に関わることにより、住みよいまちづくりの推進を図りたい。

具体的な取組み

① 市民協力による維持管理の推進

身近な公園、集会所、生活道路等について、町会をはじめ地域の皆さんの協力のもと、適正な維持管理を推進する。

(3) 市民と行政の役割分担の明確化

事務事業全般にわたり、市民と行政の役割分担を明確にして、市民による主体的、自主的なまちづくりの推進を図られたい。

具体的な取組み

① 市民と行政の役割分担に基づく事務事業の見直し

市民ができることは市民で行い、行政が担うべきことは行政が行うという、市民と行政の役割分担の観点から、事務事業の見直しを行う。

② 行政支援・関与のあり方の見直し

各種イベントにおける行政支援のあり方や各種団体運営における行政関与のあり方について、見直しを行う。

2 持続可能な財政運営

今後ますます増大する行政需要に的確に対応するためには、歳入歳出の両面における徹底した改革を行い、健全財政を確立することが必要である。

(1) 公共施設の適正配置

本市の公共施設は数多くあるが、利用者数が減少している施設が見られ、また、施設の老朽化による多額の修繕費用も見込まれるため、廃止や統廃合など本市の規模に見合った適正配置を進められたい。

具体的な取組み

① 市民センター機能の見直し及び施設の有効活用

市民センター機能について、本庁舎への業務の統合、公民館や郵便局等を活用した市民サービスを実施するなど抜本的に見直すとともに、行政需要に応じた施設の有効活用を図る。

② 児童福祉施設等の統廃合・民営化

利用者数の少ない施設の廃止を検討するとともに、管理運営の効率化を図る。また、少子化による園児数の減少を見据えながら、公立保育園の統廃合や民営化を推進する。

③ 老朽化が著しく応募の少ない公営住宅の廃止

市民ニーズを把握しながら、公営住宅の適正配置を推進するとともに、老朽化が著しく、入居の応募が少ない公営住宅を廃止する。

④ 下水処理場の統廃合

下水の処理場のうち、施設の更新時期を迎え、施設間の距離が近い処理場については統廃合を推進する。

⑤ 小中学校の適正配置

子どもたちの教育水準を維持し、子どもたちが切磋琢磨する教育環境を充実する観点から、小中学校の適正配置を推進する。

⑥ その他公共施設の適正配置

施設の利用者数、老朽度、類似性など様々な観点から、市内に多数ある観光・文化・体育施設、図書館などの配置の見直しや管理運営の効率化を図る。

(2) 民間活力の導入

市民サービスの向上や経費削減が見込まれるものについては、指定管理者制度の導入や民間委託を進められたい。

具体的な取組み

① フォーラム七尾

指定管理者制度の導入により、管理運営の効率化や市民サービスの向上を図る。

② ケーブルテレビ

管理運営方法の見直しを図るとともに、サービス内容や機能の見直しを検討する。

③ リサイクルセンター

業務の全部又は一部を民間に委託することにより、管理運営の効率化と経費削減を図る。

④ クリーンセンター

業務を民間に全面委託することにより、管理運営の効率化と経費削減を図る。

⑤ デイサービスセンター

民間事業者へ譲渡することにより、一層の市民サービスの向上を図る。

⑥ 中島、能登島健康センター

維持管理業務の民間委託により、経費削減を図る。

⑦ 学校給食センター

調理員の定員管理を踏まえ、調理業務等の民間委託を推進する。

(3) 事務事業の見直し

事務事業の見直しは常に念頭において取り組む必要があり、財政健全化に向けて、今後も継続的に取り組まれない。

具体的な取組み

① 補助金・負担金の削減

公益性、経費の内容等の観点から、各種イベント補助、各種団体運営費補助等について見直しを図る。

② 単独扶助費の削減

対象要件、自己負担額など市単独で行っている事業について見直しを図る。

③ その他の事務事業の見直し

費用対効果の小さい事業や、所期の目的を達成した事業については、積極的に廃止する。

(4) 収入の確保

将来に向けて安定的で強固な財政基盤を確立するため、市税等の収入を確保するとともに、新たな自主財源の確保の検討や、産業振興・企業誘致による税収増加を図りたい。

具体的な取組み

① 市税等収納率の向上

市税、国民健康保険税の徴収強化により収納率の向上を図る。

② 使用料等収納率の向上

保育料、下水道使用料など、市税等と同様に収納率の向上を図る。

③ 下水道接続率の向上

戸別訪問を強化するなど接続促進を図る。

④ 使用料・手数料の見直し

市民サービスに対する受益と負担のバランスを検討し、使用料等を見直す。

⑤ 新たな自主財源の確保

市有財産の売却や遊休地の活用などに取り組むとともに、新たな自主財源の確保について検討し、収入の増加を図る。

⑥ 産業振興・企業誘致

地域に根差した産業の振興や、戦略的な企業誘致の推進を行い、地域経済の活性化による税収の増加を図る。

⑦ 税率の見直し

将来の財政状況により、必要に応じて、固定資産税や国民健康保険税等の税率を見直す。

(5) 医療費・介護給付費の増加への対応

高齢化の急速な進展に伴い、医療費や介護給付費の増加が懸念され、今後、これらの費用の抑制に取り組まれない。

具体的な取組み

① 特定健診及び特定保健指導の受診率向上

国民健康保険加入者の健康増進及び医療費の抑制を図るため、特定健診等の受診率の向上を図る。

② レセプトデータの活用

国民健康保険加入者の医療費負担の軽減を図るため、レセプトデータの活用を拡大し、効果的なジェネリック医薬品利用促進通知を実施するとともに、保健指導にも活用する。

③ 介護予防の推進

高齢者が気軽に集まり活動する介護予防グループデイ事業等への参加を促すなど、要介護者等の増加の抑制を図る。

(6) 特別会計の経営健全化

事業の必要性や妥当性を検証しながら、受益と負担のあり方や収入の確保策、業務体制などの見直しを行い、一般会計からの繰出金の抑制に取り組まれない。

3 定員適正化と人材育成

行政需要を的確に把握し、「最小の経費で最大の効果を上げる」という観点から、本市の行政規模に見合う定員の適正化を図るとともに、職員の一層の資質向上を図る必要がある。

(1) 組織の見直し

今後、ますます高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、簡素で効率的な行政体制を目指して組織を見直し、引き続き定員の適正化を図られたい。

具体的な取組み

① 組織・人員配置の見直し

指定管理者制度や民間委託の活用、公共施設や出先機関の職員配置の見直し等を行い、定員の適正化を図る。

② 多様な任用・勤務形態の活用

行政経験豊富な再任用職員の活用により、高度化・多様化する市民サービスの向上に取り組む一方、このことが人件費の増加につながらないよう、正規職員とあわせて職員数の適正管理を図る。

(2) 人材育成

職員一人ひとりの一層の資質向上を図るため、効果的な職員研修を充実し、市民の負託に応える人材育成に取り組まれない。

具体的な取組み

① 職員研修の実施

職場研修、派遣研修、自己啓発研修など様々な研修を充実し、職員の能力、資質の向上を図る。

② 職員の職務遂行能力の向上

職員の意識改革を進め、職務遂行能力の向上を図り、市民から信頼され、満足度の得られる質の高い市民サービスの提供を図る。

用語説明

か 行

行財政改革大綱

地方公共団体の行財政改革に関する基本的な考え方や方針を示したもの。

経常収支比率

財源の使い道の自由度を表す指標で、この数値が低いほど、地方公共団体独自のいろいろな施策へ財源を柔軟に使用することができる。

さ 行

ジェネリック医薬品

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後、他の製薬会社が同じ成分を配合してより安く発売する医薬品。

指定管理者制度

多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設の管理を行うことができることとした制度。

た 行

地方交付税

国が地方に代わって徴収する地方の固有財源であり、どの地方公共団体であっても、一定の行政サービス水準が保てるよう、地方公共団体の財政状況を踏まえて配分される。

各地方公共団体の財源不足額に応じて配分される「普通交付税」と、特別の財政需要等を考慮して配分される「特別交付税」がある。

特定健診・特定保健指導

40歳以上75歳未満（年度途中で75歳に達する人を含む）の方を対象とした、生活習慣病予防のための健診及び保健指導。

特別会計

特定の事業を行う場合又は特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているもの。

は 行

扶助費

生活保護や子ども・高齢者等に対する各種福祉の助成、手当、医療給付などの社会保障に要する経費。

ま 行

まちづくり基本条例

七尾市が目指すまちづくりの理念や原則を定め、まちづくりの主体である市民、議会、行政のそれぞれの役割と責務を明らかにし、市民が主役のまちづくりを推進することを目的に制定された条例。

ら 行

レセプト

医療機関が、保険者である市町村や健康保険組合などに請求する、医療費の明細書。